

広島市立リハビリテーション病院等における出張理容又は出張美容事業に係る協定書（案）

※ この協定書（案）は、提案内容により変更します。

地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、甲の施設である広島市立リハビリテーション病院及び広島市立自立訓練施設（以下「広島市立リハビリテーション病院等」という。）における出張理容又は出張美容の実施に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（許可）

第1条 甲は、理容所又は美容所に出向くことが困難である広島市立リハビリテーション病院の入院患者及び広島市立自立訓練施設の入所者（以下「入院患者等」という。）を対象とし、広島市立リハビリテーション病院等において乙による出張理容又は出張美容事業を実施することを乙に許可する。

（事業内容）

第2条 乙は、入院患者等に対する出張理容又は出張美容事業の実施に当たり、仕様書、企画提案書、広島市立リハビリテーション病院等における出張理容又は出張美容事業者の選定に係る公募型プロポーザル説明書及びこれに対する質問回答書（以下「仕様書等」という。）の内容を誠実に履行しなければならない。

2 乙は、仕様書等の内容と異なる出張理容又は出張美容事業を実施しようとするときは、事前に文書をもって申請し、甲の承認を得なければならない。

3 甲は、出張理容又は出張美容事業の内容が仕様書等の内容と著しく相違すると認めた場合は、乙に対しその改善又は変更を申し入れることができる。

（実施場所）

第3条 甲は、原則として次の物件を乙による出張理容又は出張美容事業の用に供するものとする。ただし、これにより難しい場合は、その限りでない。

名称	所在地	場所	面積
理容室	広島市安佐南区伴南一丁目39番1号	病院棟1階	14.15㎡

（実施環境）

第4条 甲は、前条の理容室において、別紙の設備、備品、什器類を乙による出張理容又は出張美容事業の用に供するものとする。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定を締結した日から令和3年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の日の6か月前までに甲・乙いずれか一方から書面による別段の意思表示がないときは、本協定は自動的に1年間延長されるものとし、以後この例による。

2 前項ただし書きの規定にかかわらず、令和6年3月31日後、本協定は延長しないものとする。

(事業開始日)

第6条 乙は、令和2年4月8日までに、理容室における出張理容又は出張美容事業を開始するものとする。ただし、乙の責に帰さない事由により、令和2年4月8日までに理容室における出張理容又は出張美容事業を開始することが困難であると甲が認めた場合は、甲が別に定める日とする。

(事業実施日等)

第7条 出張理容又は出張美容事業の実施日は、毎週○曜日の○時から○時の間で、入院患者等から出張理容又は出張美容の利用予約がある日時とする。

※ 当該条文は、提案内容により変更します。

(経費負担区分)

第8条 出張理容又は出張美容事業の実施に伴う甲及び乙の経費負担区分は、次のとおりとする。

(1) 甲の負担

ア 施設設備の維持管理、修繕、交換（蛍光灯の交換等）など（乙の責に帰すべき事由に起因する場合を除く。）

イ 理容室の清掃（空調機エアフィルターの清掃を含む。）及び害虫駆除等

ウ 内線電話（施設内）の回線使用料

エ 光熱水費

(2) 乙の負担

ア 第13条の管理手数料

イ 第4条の備品、什器類以外の理容又は美容機材、シャンプー等の理容又は美容用品一式に係る費用。

ウ 理容又は美容サービスの実施日に生じた毛髪をはじめとする廃棄物等の処理等に係る費用

2 甲・乙いずれの責に帰すべきか明確でない事由に起因する施設設備の修繕等に係る費用については、双方協議の上、定めるものとする。

(事業の受注)

第9条 入院患者等からの予約受付、出張理容又は出張美容の実施日時の調整は、すべて乙が行う。

(売上代金の帰属)

第10条 出張理容又は出張美容事業の実施による売上代金は、すべて乙に帰属する。

(報告)

第11条 乙は、その月の売上高について、翌月10日までに売上高が確認できる帳票・帳簿類の写しを添えて売上高報告書を甲に提出しなければならない。

(固定資産貸付許可)

第12条 乙は、第3条の理容室の施設を使用するに当たり、使用する1か月前までに地方独立行政法人広島市立病院機構固定資産管理要綱及び地方独立行政法人広島市立病院機構固定資産貸付要領の規定に基づき固定資産貸付許可申請書を甲に提出し、甲の貸付許可を受けなければならない。貸付期間満了後、引き続き使用するときも同様とする。

2 乙は、前項の貸付許可に当たっての諸条件を遵守しなければならない。

(管理手数料)

第13条 乙は、第12条第1項の固定資産貸付料及び光熱水費並びに建物設備維持管理費等相当額を管理手数料として、月額売上高に〇〇%を乗じて得た額を翌月末日までに甲に納付するものとする。また、納付の際にかかる振込手数料は乙の負担とする。

※ 当該条文は、提案の月額売上高に対する割合(%)により変更します。

2 前項により算出した額に小数点以下の端数が生じた場合は、小数点第一位を四捨五入して得た額とする。

(使用権の譲渡禁止)

第14条 乙は、理容室の使用権を第三者に譲渡してはならない。

(許認可に必要な届出)

第15条 乙は、理容又は美容事業の実施に必要な各種法令に基づく許認可を得るために必要な届出を自ら行うものとする。また、そのために必要な経費は乙の負担とする。

(取引)

第16条 乙は、商品、材料等の仕入その他出張理容又は出張美容事業の実施に伴うすべての商取引は、一切自らの名義において行うものとする。

(物品の搬出入等)

第17条 乙は、物品の搬出入、鍵錠の授受等については、甲の指示に従うものとする。

(入院患者の送迎)

第18条 乙は、必要に応じ入院患者の病棟スタッフステーションと理容室の間の送迎を行う場合は、甲の指示に従うものとする。

(監督)

第19条 甲は、乙の理容又は美容サービスの提供内容、従業員の勤務態度、その他理容室の使用状況全般にわたり乙を監督し、また、必要ある場合は、従業員の交代及び改善に必要な調査・指示を行うことができる。

(事業内容等の調査)

第20条 甲は、必要があると認めるときは、業務内容、売上内容及びサービス等について調査を行い、又は乙に報告を求めることができる。

2 前項の調査又は報告に基づき甲が必要であると認めるときには、乙に対してその改善を指導することができる。

3 乙は、甲の調査に全面的に協力しなければならない。また、調査に基づき改善の指導があったときは、速やかにこれに従わなければならない。

(衛生)

第21条 乙は、常に衛生に注意し、環境衛生及び従業員の健康に責任をもって留意しなければならない。

(苦情等の処理)

第22条 乙は、出張理容又は出張美容事業の実施に関し、入院患者等から苦情又は要望を受けたときは、迅速に処理し、信頼の確保に努めなければならない。

(研修)

第23条 乙は、従業員の接遇及び技術等の研修を定期的実施し、常に良好な理容又は美容サービスの提供に努めなければならない。

(原状回復)

第24条 乙が持参する第4条の備品、什器類以外の理容又は美容機材、シャンプー等の理容又は美容用品一式については、出張理容又は出張美容の実施日ごとに乙が撤去し持ち帰るものとする。

2 乙の理容又は美容サービスの実施に伴い生じた毛髪をはじめとする廃棄物等については、出張理容又は出張美容の実施日ごとに乙が持ち帰るものとする。

3 第1項及び第2項に伴う諸費用は、乙の負担とする。

(損害賠償)

第25条 乙は、善良な使用者として理容室の施設及び設備を使用し、火災及び盗難の予防並びに施設の保全について万全を期するものとする。

2 乙及びその従業員の責に帰すべき事由により、本設備を滅失又は毀損したときは、甲の請求するところに従い、直ちに乙は損害を賠償するものとする。

(第三者の損害・紛争)

第26条 本協定の履行に伴い、乙の責めに帰すべき事由により入院患者等若しくはその他の第三者に損害が生じたときは、乙が自らの責任と負担をもって解決するものとする。

2 前項に定める場合のほか、本協定の履行について第三者との間で生じた紛争については、甲・乙が協議し、甲・乙の責任に応じてその解決にあたるものとする。

(事故処置)

第27条 乙及び乙の従業員の事由により出張理容又は出張美容事業が実施できない場合は、乙は責任をもって善処し、速やかにその解決を図るとともに、入院患者等への理容又は美容サービスの提供に支障を与えないよう努力するものとする。

(守秘義務)

第28条 乙は、出張理容又は出張美容事業の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後も、同様とする。

2 乙は、出張理容又は出張美容の実施に当たり個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(協定の解除)

第29条 甲は、次の各号の一に該当するときは、本協定を解除することができる。

- (1) 理容又は美容サービスの不良や衛生状態、理容室の使用状態等により、甲が乙による出張理容又は出張美容事業を不相当と認めたとき
- (2) 甲が、第12条第1項に定める固定資産貸付許可を取り消したとき
- (3) 乙が、第13条第1項に定める管理手数料を甲に支払わないとき
- (4) その他、乙が本協定に違反したとき

2 乙は、前項の規定による本協定の解除により損害を被ることがあっても、その損害の賠償を甲に請求することができない。

3 甲及び乙は、協定期間満了前に協定を解除しようとするときは、6か月前までに相手方に文書をもって予告しなければならない。

(裁判管轄)

第30条 本協定に関する紛争は、広島地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(その他)

第31条 本協定の各条項等の解釈に疑義が生じたとき又は本協定の定めのない事項が発生したときは、甲・乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定を締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各その1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 広島市中区中町8番18号
地方独立行政法人広島市立病院機構
理事長 影本 正之

(乙)